

恵庭市介護保険施設等高齢者対策推進事業の廃止について

1. 事業概要

介護保険施設、介護老人福祉施設その他これらに類する施設（特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所）において実施される敬老会など高齢者福祉の向上等に関する事業に対し、75歳以上の施設入居者を対象に1人あたり1,235円を交付しており、令和6年度の対象施設は19か所となっている。

2. 廃止の理由

本事業は、恵庭市行政改革推進計画に基づく事務事業評価において見直し対象となり、行革専門部会にて本事業と同趣旨で実施している町内会を対象とした「自治活動交付金（高齢者割）の検討結果に合わせる」とされた。

次年度、『自治活動交付金（高齢者割）』が見直し予定であることに伴い、本事業について改めて検討を行った結果、「近隣市で同趣旨の事業を実施していない」「本事業の交付金を受けていない介護サービス事業にて敬老事業を実施している」との理由から今年度末をもって事業を廃止するとの結論に至った。

3. スケジュール

令和6年9月～10月：令和6年度に係る交付事務の実施、事業廃止に係る周知

令和7年3月31日：要綱廃止

以上